景観法による建築物等の 色彩基準の状況

Overview of Restrictions on Color Design for Buildings and Structures under the Landscape Act



CD 研究所 第2研究部 宮川理香 Rika Miyagawa

1. はじめに

都市や農山漁村における良好な景観の形成を図る目的の法律である「景観法」が平成17年に日本で初めて全面施行された^{1)、2)}。平成18年発行の『塗料の研究』146号で景観法の概要を説明したが³⁾、その後の約1年間に、景観法にもとづいた景観計画を策定する「景観行政団体」が徐々に増え、策定された「景観計画」数は平成18年8月当時17件だったものが平成20年2月現在は77件と急増している。

本報では、景観計画の中でとりわけ塗料業界に大きな影響を及ぼす色彩規制に着目し、その概要を取り上げる。また、設計者、およびカラーデザイナーが色彩検討のときに容易に色彩規制の内容を確認できる検索システムを開発したので併せて紹介する。

2. 景観計画の構成

景観法の具体的な内容である景観計画は、都道府県とそれに認められた市町村からなる景観行政団体が地域の文化や歴史風土を考慮して策定するため、全国共通の内容ではなく各地の特性が反映されたものになっている。 現在策定されている景観計画は、主に以下のような内容で構成されていることが多い。この中で、色彩に関する規制は「良好な景観形成のための行為の制限」の中で具体的に定められているか、または別途、色彩ガイドラインが設けられている。

- 1. 景観計画の目的、必要性
- 2. 良好な景観形成の方針
- 3. 景観計画の範囲対象と区域
- 4. 区域ごとの景観特性
- 5. 公共施設の整備による景観形成
- 6. 歴史的建造物の保存等による景観形成
- 7. 景観重要建築物と景観重要樹木の指定方針
- 8. 良好な景観形成のための行為の制限
- 9. 届出制度による景観形成
- 10. その他

3. 建築物・工作物の色彩規制

景観法により、良好な景観形成実現のために建築物・工作物の高さや、意匠・色彩について規制が設定されるようになったが、その規制の基準はそれぞれの景観計画によって異なる。色彩に関する規制は以下のように主に二つに大別できる。

一つは、具体的に数値や色票を使って色の基準を設定している規制で、マンセル表色系のマンセル値を用い良好な景観形成のための推奨色の範囲を設定している場合や、『マンセル国際標準色票』や日本塗料工業会『塗料用標準色』で具体的な推奨色を設定している場合である。

もう一方は、「周辺環境と調和する色」「街並に配慮した 色」「けばけばしい色は避ける」というような表現により良好 な景観形成の方針は定めるが、具体的な基準を定めず、設 計者などの色を決める立場の人の裁量に任せている場合で ある。

現在策定されている77の景観計画を確認したところ、54 の景観計画においてマンセル表色系による色彩基準が設けられていることが判った。景観計画ごとに基準は異なるが、「色相ごとに明度と彩度の許容範囲が設定されている」細かい基準から、「どの色相であろうと彩度3以下の色のみ使用可能」というような大まかな基準まである。

東京都のように、近代的な大都市としての顔から奥多摩の山々や緑豊かな多摩丘陵、河川や運河など様々な地域特性を有する景観行政団体の場合には、景観計画区域内を地区区分し、その地区ごとの景観方針に則った詳細な色彩基準が設定される事が多い。なお、詳しい内容を別途「色彩ガイドライン」として整備している景観行政団体もある。このような景観計画はそれ自体が膨大な量になるため、全ての内容を把握し理解するためには色彩に関する専門知識と色彩計画の経験が必要になる。

一方、20の景観計画は設計者などの色を決める立場の人の裁量に任せるタイプであった。残りの3つは、具体的な数値は示されていないが「ホワイト」「ベージュ」などの慣用色名により推奨色をイメージさせるものであった(表1参照)。基準の詳細は、各景観行政団体のホームページで確認できる。

表 1 景観計画の色彩規制の種類

平成20年2月1日現在

							F2月1日現在
	都道府県(*)	政令指定都市	中核市	その他の市町村	マンセル基準型	裁量型	一般色名型
2	(北海道)		旭川市	東川町	•		•
3				平取町		•	
4	青森県			7 7 7		•	
5			青森市	n = +	•		
6 7	(岩手県)			八戸市 一関市	•	•	
8	(41 3 %)			遠野市		-	
9	(山形県)			大江町		•	
10	(茨城県)			つくば市	•		
11 12	(栃木県)		宇都宮市	守谷市			
13	(群馬県)		1 110 111	伊勢崎市			
14	埼玉県				•		
15				八潮市	•		
16 17	(千葉県)						
18	(13657)			我孫子市			
19				柏市			
20	-La-La-Rett			流山市	•		
21 22	東京都(神奈川県)		横須賀市		•		
23	(117本川宗/		787只具甲	真鶴町		•	
24				小田原市	•		
25				秦野市	•		
26 27				鎌倉市 湯河原町			
28				汤冯原吗 逗子市			
29				藤沢市			
30				横浜市	•		
31 32	長野県			川崎市	•		
33	文對景		長野市		•		
34				小布施町			•
35	(新潟県)	新潟市			•		
36 37	(岐阜県)			各務原市 中津川市			
38				高山市			
39	(静岡県)			熱海市	•		
40	(愛知県)	名古屋市			•		
41	(福井県)			大野市 小浜市		•	
42	(滋賀県)			大津市			
44	(111)			近江八幡市(水郷風景)		•	
45				近江八幡市(伝統的風景)		•	
46				高島市 彦根市	•	•	
47	三重県			多低巾		•	
49	(京都府)	京都市			•		
50	(大阪府)	大阪市		Mr. T. H.	•		
51 52	(兵庫県)	神戸市		箕面市			
53	(六熚県)	4出7二111		伊丹市			
54				姫路市	•		
55	(奈良県)			橿原市	•		
56 57	鳥取県			倉吉市	•		
58	(島根県)						
59	岡山県					•	
60				早島町	•		
61	(古台田)			岡山市	•		
62 63	(広島県)			三次市 尾道市	_	•	
64				具市		-	
65	(山口県)			宇部市	•		
66	(mg to th /			萩市	•		
67 68	(愛媛県) (佐賀県)			宇和島市 佐賀市		•	
69	熊本県			11 尺 川	•		
70	(大分県)		大分市			•	
71	(#51+10\		7-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	日田市	•		
72 73	(宮崎県)		宮崎市	綾町	•	•	
74				_{被門} 日南市			
75	(鹿児島県)			鹿児島市	•		
76	(沖縄県)			石垣市	•		
77				浦添市			

^{* ()} が付いている都道府県は、都道府県として景観計画を持たないところを示している。

3.1 色彩基準とマンセル表色系

上記のように、色彩基準はマンセル値で設定される場合が多いため、その理解が重要である。そこで、マンセル表色系の概要を説明する。マンセル表色系は色を色感覚の三属性である色相(色合い)、明度(明るさ)、彩度(あざやかさ)によって尺度化している(図1参照)。色票としてはマンセルを構成する10色相の各色相の2.5、5、7.5、10を取り、40色相が採用されている(図2参照)。マンセル表色系はJISZ8721で規定され、これに準拠した色見本帳『JIS標準色票』も発行されている。また、マンセル記号(値)はマンセル表色系上での色の位置を示す表記方法である(図3参照)。日本塗料工業会発行の『塗料用標準色』はオリジナル色番号の他にマンセル記号(値)も併記されているため、色を確認する際に参考になる(図4参照)。

一方、景観計画によってはマンセル色相の範囲の示し方が若干異なるものがある。例えば、「10R」と「0YR」は同じ色相を示すのであるが、東京都景観色彩ガイドラインでは「10R」を「0YR」と示している。「10R」という記載がマンセル表色系の基準であるため、色票は「0YR」を探しても見つからない。「0YR」の色を確認したい場合は、「10R」の色票を探せばよい。他の色相も同様に「0Y」は「10YR」というように色相環で一つ手前の色相を見ればよい。

なお、小数点のある色相 (0.1Yなど) が基準に採用されていても一般的な色票がないため、確認できない。そのような場合は、事前に市町村の景観相談窓口に相談するのも一つの方法である。

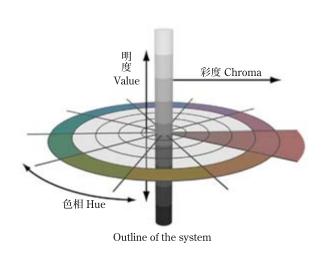


図1 マンセル

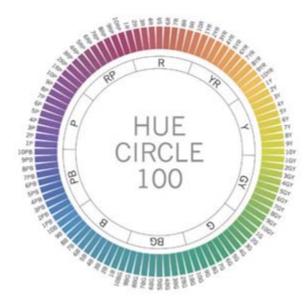


図2 マンセル色相環

Munsell



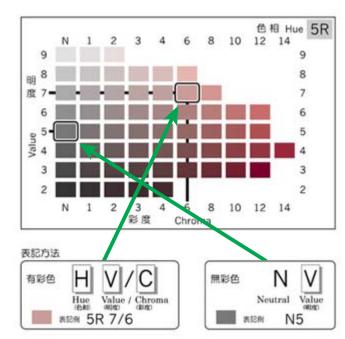


図3 マンセル記号

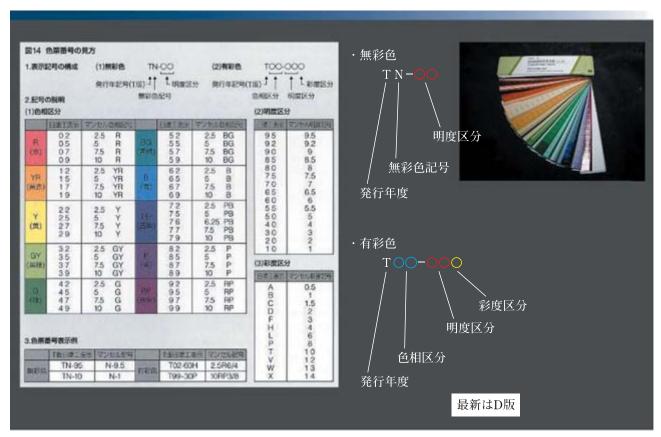


図 4 日本塗料工業会 塗料用標準色見本帳4)

4. 届出制度による景観形成

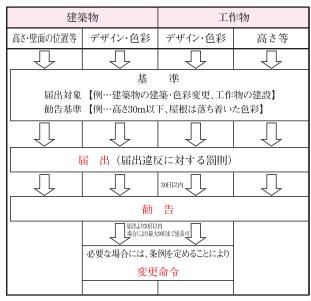
景観法により景観計画区域内においては、一定規模以上の建築行為(新築、改修による意匠や色彩の変更)は届出制度により景観行政団体への事前届出が必要になる。所定の書類に外壁や屋根等に採用予定の色のマンセル値を記載すると同時に、各種の指定書類の提出が求められる。この時、届け出たマンセル値が基準にそぐわない場合には勧告を受けることになる。さらに、必要な場合には変更命令が出されることもあるため注意を要する。元に戻す、あるいは、基準にあった色彩に塗り替えることを求められる可能性がある。

また、届出が出されてから30日間は工事に着手できない。 すなわち、塗装施行30日以上前に色彩が決定していなけれ ばならないため、今後は早い段階での計画的な色彩検討が 求められることになる(図5参照)。

5. 景観基準色検索システム

今後、景観計画の策定を予定している行政団体は240余りある。各景観行政団体のホームページで、内容を確認することは可能であるが、逐次、策定される景観計画を収集し、内容を把握するには大変な時間を要することになる。

そこで弊社では(財日本色彩研究所と共同で、すばやく各地の色彩基準を確認でき、使用予定の色彩が基準に適合し



国土交通省ホームページ景観法の概要より2)

図5 届出フロー図

ているかどうかをチェックできるよう、全国の景観計画の中 の色彩基準の部分をデータベース化し検索するシステムを 設計した。

このシステムでは、二つの検索方法を選ぶことができるよう工夫した。一つは、日本塗料工業会の『塗料用標準色』に掲載されている色が景観地区内で使用可能かどうか

をチェックできる機能である。使用する色が決まった後の チェックに有効である(**図6**参照)。

もう一つは、景観地区内で使用できる色の範囲を確認するシステムである。範囲内にある『塗料用標準色』が一目で分かるようになっているため、これから色を選ぶという時に活用できるシステムである。

6. おわりに

外壁色として使用頻度の高い色相に絞って各地の色彩基準を調べると、地域差がはっきりと現れており、同じ基準は無いことが分かった。 現在319ある景観行政団体全てが景観計画を策定した時には、およそ319種類の色彩基準ができるということである。

ところが、このたくさんの基準を活用しようとするとき、それに準拠した景観向け慣用色の色見本など、景観色彩を運用するためのツールの不足を痛感している。

今後、色彩提供産業でもある塗料業界では、景観計画の 広報や解説、景観計画に即した色彩計画の実践だけでな く、景観計画の運用のための各種ツール開発も重要な課題 になってくると思われる。この度、委員として参加している日 本塗料工業会色彩委員会・色彩検討部会において『景観色 標準体系 低彩度編』が作成された。これは、景観・建築・室 内系で必要な彩度4以下の低彩度領域の色票を体系的に網 羅した622色からなる色見本帳である。今後もこのような 塗料業界だからこそ可能なツール開発に期待したい。

参考文献

- 1) 国土交通省ホームページ 景観ポータルサイト http://www.mlit.go.jp/keikan/keikan_portal.html
- 2) 国土交通省ホームページ 景観法の概要 http://www.mlit.go.jp/crd/city/plan/townscape/keikan/ pdf/keikanhou-gaiyou050901.pdf
- 3) 宮川理香:塗料の研究、146、40-46(2006)
- 4) "カラリングガイド"、p.20、日本塗料工業会(1996)
- 5) "色彩スライド集"、(財)日本色彩研究所

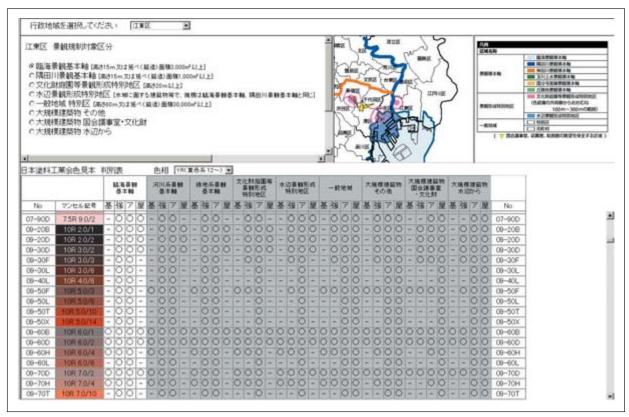


図6 景観基準色検索システム